

ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付要綱

制定 平成23年4月1日

改正 平成28年4月1日

改正 令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 市長は、市内の商工業製品、農産物及び海産物を市内外に広く周知し、地域産業の活性化を図るため、ふじさわ産業フェスタ事業に要する経費の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、ふじさわ産業フェスタとは、市内の商工業製品、農産物及び海産物を市内外に広く周知し、受注の拡充や生産技術の向上を図るために、藤沢商工会議所を事務局とするふじさわ産業フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業をいう。

(補助の額等)

第3条 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の4月30日までに市長に提出しなければならない。

（1）ふじさわ産業フェスタ事業計画説明書

（2）収支予算書（第2号様式）

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、ふじさわ産業フェスタ事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、実行委員会に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第6条 実行委員会は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかにふじさわ産業フェスタ事業補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適當と認めるものについて、ふじさわ産業フェスタ事業補助金事業計画変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第7条 補助金の交付時期は、5月及び事業完了後の2回とする。

2 実行委員会は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、その都度、請求書を市長に提出しなければならない。

(事業完了届及び事業実績報告書の提出)

第8条 実行委員会は、当該事業を完了したときは、速やかに事業完了届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 実行委員会は、当該事業を完了したときは、ふじさわ産業フェスタ事業補助金事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了後2月以内に市長に提出しなければならない。

(1) 当該事業の成果を記載した書類

(2) 収支決算書(第8号様式)

(備付帳簿)

第9条 実行委員会は、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならぬ。

(財産処分の制限)

第10条 実行委員会は、当該補助金により取得した規則第11条に定める財産について、取得後5年を経過するまでは、処分してはならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふじさわ産業フェスタ事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成25年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。